

佐呂間小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校においては、これまでいじめの防止、早期発見、いじめへの対応等に全教職員で取り組んできているが、「いじめ防止対策推進法」の内容及び「北海道いじめ防止等に関する条例」、「北海道いじめ基本方針（平成29年度改訂）」を踏まえ、「学校いじめ基本方針」の改訂を通し、改めていじめに対してより実効性のある組織的な取組となるよう、全教職員で共通理解を深めていきたい。

また、いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、未然防止、早期発見、発生した際の対応等に全教職員で取り組むため、地域・保護者との連携、関係機関との連携協力を進めるため、また、子どもたちに「いじめは絶対してはいけない」ことをさらに強く認識させるための方針である。

2 いじめの防止

（1）基本的考え方

未然防止の基本となるのは、子どもたちが友達や教職員と信頼し合う中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に参加・活動できる授業づくりや集団づくり、学校づくりをさらに推進していくことである。子どもたちに集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係、学校風土を培っていくことが大切である。

（2）いじめ防止のための取組

①いじめについての共通理解

ア) 教職員の共通理解を図るために

- ・生徒指導交流会、学級経営交流会、校内研修を活用する
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について周知する
- ・「いじめ防止対策推進法」についての学習、共通理解
- ・「学校いじめ防止基本方針」についての検討、共通理解

イ) 子どもたちの意識向上

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」学校風土を醸成する
- ・子どもたちと教職員が、何がいじめなのかを具体的に認識し、共有する

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 子どもの社会性を育む

- ・教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ・人権教育の実施（年1回）

イ) 互いを尊重し合う態度の育成

- ・社会体験・生活体験の取組
修学旅行、宿泊研修、校外学習、総合的な学習の時間における体験活動等
- ・「ソーシャルスキルトレーニング」「ロールプレイング」の活用
- ・縦割り班等による活動
清掃、集会活動、集団下校、低・高学年の交流（縄跳び月間等）
- ・コミュニケーションへ能力の向上

全教育活動での意識的な取組・指導

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点

ア) いじめが生まれる背景

- ・勉強や人間関係等のストレス

イ) いじめを生まないために

- ・一人一人を大切に「わかる授業」の推進
TT・少人数指導の効果的活用
- ・子どもとの人間関係の把握
- ・一人一人が活躍できる、活動できる集団づくり
- ・ストレスに適切に対処できる力の育成
- ・教職員の適切な認識や言動
- ・障害（発達障害を含む）についての適切な理解と指導

④自己有用感、自己肯定感を育む

- ・教育活動全体を通じ
- ・家庭・地域との連携・協力
- ・体験活動

⑤子ども自らのいじめについての学び、取組

- ・児童会等の主体的取組

3 早期発見

(1) 基本的考え方

いじめは大人の目の届かない場所や時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われる。ささいな出来事にも気を配り、指導が必要であれば時間をあけずに行うことが重要である。

日常の子どもの観察や信頼関係の構築に努め、子どもの変化や信号を見逃さないようアンテナを高くしておくこと、全教職員が何かあれば情報を交換、共有することが大切である。

また、指導に困難を抱える学級は、特に全教職員で注意して観察したり、トラブル等が発生した場合も、全教職員が情報を共有し、複数の教職員で対応、指導に当たる必要がある。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①休み時間や放課後等での子どもとの雑談や観察
- ②担任に提出する日記やノート等
- ③アンケート調査の実施（年2回）と結果の確認
- ④子どもとの個人面談（時期を決め、休み時間や放課後を活用して）
- ⑤相談体制の充実（どの先生でも話を聞くよ）
- ⑥子ども・保護者・地域の方からの情報
- ⑦相談、情報を過小評価しない（大したことじゃない、いじめではない）

4 いじめに対する対応

(1) 基本的な考え方

最も大切なことは、組織的に対応することである。子どもとの対応、保護者との対応、関係機関との対応等、全教職員の共通理解の下、具体的な確認や指導、家庭訪問等についても複数教職員で対応することを押さえておく。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと思われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②子どもや保護者からいじめの相談、訴えがあった場合、話を真摯に傾聴する。
- ③上記の内容があったら、担任及び管理職に報告し、いじめ対応の組織の中で内容を共有し、事後対策を確認する。
- ④当該組織を中心に、いじめの事実の有無を確認し、該当の保護者に連絡する。また校長は、教育委員会に報告する。
- ⑤いじめに関わった子どもへの指導を行うとともに、その結果を保護者、教育委員会へ報告する。
- ⑥いじめられている子どもを守る観点から、場合によっては警察または児童相談所と連携して対応する。

(3) いじめられた子ども及びその保護者への支援

- ①いじめられた子どもが悪いのではないことをきちんと伝え、複数の教職員で事実関係の聴取を行う。
- ②家庭訪問により、できる限り迅速に事実関係を伝える。
- ③子どもと保護者の不安を除去するとともに、状況に応じて子どもの見守り等で安全を確保する。
- ④いじめられた子どもが安心して学習等に取り組めるよう、寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。
- ⑤解決したと思われる場合でも、継続して注意を払う。

(4) いじめた子どもへの指導及びその保護者への対応

- ①いじめたとされる子どもからも複数の教職員で事実確認の聴取を行う。
- ②いじめが確認された場合、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ③事実を確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者と連携して以後の指導、対応を適切に行えるよう、協力を求めるとともに助言を行う。
- ④自らの行為を自覚させ、同じことを繰り返すことのないよう、適切に指導を行う。状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせるよう指導を行う。
- ②すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を再構築できるよう集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①不適切な書き込み等の削除を行う。
- ②いじめ対応と同様に当該の子どもに対する対応を行う。
- ③状況に応じて、関係機関との連携・協力を行う。
- ④教育委員会と連携し、ネットパトロールを実施する。
- ⑤情報モラル教育を進めるとともに、保護者への理解を求めていく。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 その他

- (1) いじめに対する組織的な指導体制の構築
- (2) いじめに関する校内研修の充実
- (3) 校務分掌の適正化及び指導体制の整備
- (4) 学校評価の活用
- (5) 地域・家庭との連携協力

7 組織

- (1) 組織名 いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 校長・教頭・生徒指導部 1名・教務部 1名・各ブロック 各1名
- (3) 取組内容
 - ・「学校基本方針」の作成及び委員会内での検討、訂正・付け足し等
 - ・職員会議への改訂案の提案
 - ・委員会会議の開催、取組内容の実施時期・計画案等、年間予定の立案
 - ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・子どもや保護者に対する情報発信と意識啓発
 - ・個別面談や相談の受け入れ、及び集約、報告
 - ・いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合の集約
(組織的に動く必要がある事案については、委員会で対応を検討)
 - ・構成員の決定 (必要に応じた構成員の限定、拡大)
 - ・重大事態への対応
 - ・その他